

令和2年度

神河町医師修学資金貸与制度のしおり

(公立神崎総合病院)

神 河 町

制度の概要

神河町医師修学資金貸与制度は、将来、公立神崎総合病院の医師として従事しようとする医学部生に対して、神河町が修学金を貸与する制度です。

貸与を受けた医学部生が、大学を卒業したときから2年以内に医師免許を取得し、卒後臨床研修を終了したときから直ちに公立神崎総合病院で貸与した期間（貸与を受けた期間が4年未満の場合は、4年間）勤務した場合、修学資金の返還が免除されます。

(1) 貸与対象者

次の3つの条件を満たす必要があります。

- ① 学校教育法に規定する大学の医学部医学科に在学していること（出身都道府県は問いません）。
- ② 将来、公立神崎総合病院において、医師として勤務しようとする意思があること。
- ③ 公立神崎総合病院が必要とする標榜科から専門とする診療科を選択する意思があること。

(2) 貸与人員

令和2年度については、1～5学年生のうちから1名です。

(3) 貸与額

1学年生から6学年生 200,000円/月

(4) 貸与する期間及び貸与方法

- ① 貸与期間は、貸与決定の月から大学を卒業するまでです。（最長6年間）
 - ② 修学資金は、毎月貸与します。（口座振替の方法によって貸与します。）
- ※貸与金は、令和2年4月分から貸与します。

したがって、貸与期間の始期も令和2年4月となります。

(5) 貸与者の決定

申請書類及び面接による審査により貸与者を決定し、その結果を申請者に文書で通知します。

面接の詳細は、申請者あて別途通知します。

(6) 貸与者の休止

修学生が休学、停学、進級できなかったときは、休学の日、停学の処分を受けた日、進級できなかった事実のあった日の属する月の翌月から復学した日又は進級の決定を受けた日の属する月まで、修学資金の貸与は行いません。

(7) 貸与契約の解除

修学生が次の事項のいずれかに該当することとなった場合は、修学資金の貸与契約を解除します。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

※ 修学資金の貸与が解除された場合には、修学資金の返還が必要となります。ただし、修学生が死亡、災害、疾病、負傷等その他やむを得ない事由により修学資金を返還できないと神河町長が認める場合には、修学資金の返還債務の履行が猶予される場合があります。

修学資金の返還免除について

貸与期間終了後、修学生が次の(1)、(2)のいずれかに該当する場合には、修学資金の返還債務が免除になります。

(1) 業務従事期間の満了による場合(次の条件をすべて満たしたとき)【全額免除】

- ① 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得すること。
- ② 卒後臨床研修終了後、公立神崎総合病院において、貸与を受けた期間(貸与を受けた期間が4年未満の場合は、4年間)、医師の業務に従事すること。

公立神崎総合病院が指定する専門研修プログラムに属する研修に就いた場合又は公立神崎総合病院が指定する大学の医局に入局した場合は、公立神崎総合病院において勤務しているものとみなすこととしています。

大学卒業後2年以内に医師免許を取得

↓ 免許取得後直ちに

卒後臨床研修に従事

↓

公立神崎総合病院で医師の業務に従事(貸与を受けた期間)

→ 返還免除

(2) 業務の継続が困難であると認められる場合【全額免除】

公立神崎総合病院において医師の業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡したとき、また、業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったときは、修学資金の返還の債務が免除されます。

返還免除要件を満たし、返還免除を受けようとする場合は、速やかに修学資金返還免除申請書及び関係書類を提出する必要があります。

返還の猶予について

返還免除要件に該当しないかぎり、修学資金を返還する必要がありますが、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合は、必要な手続きを行えば、当該事由が継続している期間、修学資金の返還債務を猶予することができます。

修学資金の返還について

返還免除・猶予の要件に該当しない場合は、貸与を受けた修学資金の全額を返還しなければなりません。

(1) 返還しなければならない場合

- ① 修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- ② 業務外の事由により死亡したとき。(申請により、返還債務が免除又は猶予される場合があります。)
- ③ 大学を卒業した日から2年以内に医師免除が取得できなかったとき。
- ④ 医師免許を取得し卒後臨床研修終了後、直ちに公立神崎総合病院に勤務しなかったとき。
- ⑤ 公立神崎総合病院で医師として勤務した期間が修学資金の貸与を受けた期間(第7条第1項の規定により修学資金を貸与されなかった期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が4年未満の場合は、4年間)に満たなかったとき。

(2) 返還額

- ① 公立神崎総合病院に勤務することがなかった場合は、返還額は、貸与を受けた修学資金の全額です。
- ② 公立神崎総合病院での勤務期間が修学資金の貸与を受けた期間(第7条第1項の規定により修学資金を貸与されなかった期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が4年未満の場合は、4年間)に満たなかった場合は、貸与を受けた修学資金の金額を勤務すべき期間で除し、これに勤務すべき期間から勤務した月数を控除した月数を乗じて得た金額となります。

(3) 返還期日

返還事由が発生したときは、その翌月から3ヶ月以内に返還額全額を返還しなければなりません。

(4) 延滞利息

正当な理由なく、返還額を返還期日までに返還できなかったときは、返還期日の翌日から返還日までの日数に応じて、返還額について年14.6%の延滞利息を支払わなければなりません。

異動と届出

1 大学在学中の届出

(1) 定期届出

毎年4月15日までに、学業成績証明書と健康診断書（提出前2ヶ月以内に公的医療機関で受診したもの）を提出してください。

(2) 異動届出

次の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届けてください。

- ① 住所又は氏名を変更したとき
- ② 休学、停学、退学したとき
- ③ 復学したとき
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき
- ⑤ 大学の医学課程を修了する見込みとなったとき
- ⑥ 保証人の住所又は氏名に変更があったとき
- ⑦ 保証人が変更になったとき
- ⑧ 卒業したとき

2 その他期間中の届出

- ① 医師免許の交付を受けたとき
- ② 公立神崎総合病院で勤務できなくなったとき

3 被貸与者が死亡したときは、保証人が直ちにその旨を届けてください。

4 申請・届出・問い合わせ先

公立神崎総合病院 総務課人事担当

〒679-2493 兵庫県神崎郡神河町栗賀町385

TEL: 0790-32-2488 (直)

FAX: 0790-32-2176

E-mail: soumuka1@kanzaki-hp.jp

●申請・届出に必要な書類一覧

内 容	必 要 な 書 類
修学資金の貸与を申請するとき	医師修学資金貸与申請書（様式第 1 号） 履歴書、 大学の在学証明書、 健康診断書
修学資金貸与が決定したとき	誓約書（様式第 2 号） 連帯保証人の印鑑証明書
定期届出（毎月度 4 月 15 日まで）	学業成績表、 健康診断書、 在学証明書
貸与契約が解除されたとき 貸与契約が満了したとき	修学資金借用総額確認書（様式第 8 号）
返還免除を受けるとき	修学資金返還免除申請書（様式第 14 号） 免除を受けようとする理由を証明することができる書類
返還猶予を受けるとき	修学資金返還猶予申請書（様式第 12 号） 猶予を受けようとする理由を証明することができる書類
本人の氏名・住所が変更したとき	氏名（住所）変更届（様式第 16 号）
大学を休学・停学・退学したとき 及び心身に故障が生じたとき	医学課程履修状況変更届（様式第 17 号） 心身の故障のため、大学医学課程を修了できなくなった場合は、それを証する書面
復学したとき	修学資金復活申請書（様式第 6 号）
大学を卒業したとき	医学課程修了届（様式第 18 号） 卒業証明書（卒業を確認できる書類）
医師免許を取得したとき	医師免許取得届（様式第 19 号） 医師免許証の写し
修学資金を辞退するとき	修学資金辞退届（様式第 5 号）
公立神崎総合病院で勤務できなくなったとき	公立神崎総合病院勤務辞退届（様式第 23 号）
保証人の氏名・住所等が変更したとき	連帯保証人異動届（様式第 20 号） 変更理由を証明する書類
保証人を変更したとき	連帯保証人の変更届（様式第 21 号） 連帯保証人の印鑑証明書
本人が死亡したとき	死亡届（様式第 22 号） 死亡診断書又は戸籍（除籍）抄本
修学資金を返還することになったとき	修学資金返還明細書（様式第 9 号）
修学資金の分割返還を申請するとき	修学資金返還方法申請書（様式第 10 号） 分割返還を希望する理由を証する書面